

議案第 99 号

渋川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

渋川市道路占用料徴収条例（平成 18 年渋川市条例第 208 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

（単位：円）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第 32 条 第 1 項第 1 号に掲げる 工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	480
	第 2 種電柱		730
	第 3 種電柱		990
	第 1 種電話柱		430
	第 2 種電話柱		680
	第 3 種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ 1 メートル につき 1 年	4
	地下に設ける電線その他の線 類		3
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	420
地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	260	
変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1 個につき 1 年	850	

	郵便差出箱及び信書便差出箱				360
	広告塔			表示面積1平方メートルにつき1年	870
	その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1年	850
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	18
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				26
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				38
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				51
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				77
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				100
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				180
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				260
	外径が1メートル以上のもの				510
法第32条 第1項第3 号に掲げる 施設	自動運行 補助施設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による	地下に設 けるもの	長さ1メートル につき1年	3
			その他の もの		9

		検知の対象として設置する導線その他の線類		
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	680
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき
			地下に設けるもの	1年
		その他のもの		850
	法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき	850
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
		上空に設ける通路		430
		地下に設ける通路		260
		その他のもの		850
	法第32条第1項第6号に掲げる	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日

施設	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	8 7
道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	8 7
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	8 7 0
第 7 条第 1 号に掲げる物件	標識		1 本につき 1 年	6 8 0
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	9
		その他のもの	1 本につき 1 月	8 7
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	9
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	8 7
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	8 7 0
その他のもの		4 3 0		
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	8 5 0
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	8 7

令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1月	85
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額

び自動車駐 車場	その他のもの		Aに0.0 14を乗じ て得た額
令第7条第 11号に掲 げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.0 19を乗じ て得た額
	上空に設けるもの		Aに0.0 22を乗じ て得た額
	その他のもの		Aに0.0 31を乗じ て得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.0 25を乗じ て得た額
令第7条第 13号に掲 げる施設	トンネルの上又は高速自動車 国道若しくは自動車専用道路 (高架のものに限る。)の路 面下に設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.0 19を乗じ て得た額
	上空に設けるもの		Aに0.0 22を乗じ て得た額
	その他のもの		Aに0.0 31を乗じ て得た額
渋川駅前地下道ショ ーケース	市内に住所又は事 業所を有する者が 設けるもの	1ケースにつき 1月	2,500
	その他のもの		3,000

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占有に係る占用料について適用し、施行日前の占有に係る占用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する占有であって、占有の期間が1年以下であるものに係る占用料については、なお従前の例による。

理 由

道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
（単位：円）				（単位：円）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	480	第1種電柱	1本につき1年	420	
	第2種電柱		730	第2種電柱		650	
	第3種電柱		990	第3種電柱		880	
	第1種電話柱		430	第1種電話柱		380	
	第2種電話柱		680	第2種電話柱		610	
	第3種電話柱		940	第3種電話柱		830	
	その他の柱類		43	その他の柱類		38	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	
	地下に設ける電線その他の線類		3	地下に設ける電線その他の線類		2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360	郵便差出箱及び信書便差出箱		320	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	850	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760		
法第32条 第1項第2 号に掲げる	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18	法第32条 第1項第2 号に掲げる	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16
	外径が0.07メートル以上		26		外径が0.07メートル以上		23



物件	0. 1メートル未満のもの				
	外径が0. 1メートル以上0. 15メートル未満のもの				<u>38</u>
	外径が0. 15メートル以上0. 2メートル未満のもの				<u>51</u>
	外径が0. 2メートル以上0. 3メートル未満のもの				<u>77</u>
	外径が0. 3メートル以上0. 4メートル未満のもの				<u>100</u>
	外径が0. 4メートル以上0. 7メートル未満のもの				<u>180</u>
	外径が0. 7メートル以上1メートル未満のもの				<u>260</u>
	外径が1メートル以上のもの				<u>510</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	<u>3</u>
			その他のもの		<u>9</u>
			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	<u>680</u>
	その他のもの		上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>430</u>
			地下に設けるもの		<u>260</u>
	その他のもの				<u>850</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方		<u>850</u>	

物件	0. 1メートル未満のもの				
	外径が0. 1メートル以上0. 15メートル未満のもの				<u>34</u>
	外径が0. 15メートル以上0. 2メートル未満のもの				<u>45</u>
	外径が0. 2メートル以上0. 3メートル未満のもの				<u>68</u>
	外径が0. 3メートル以上0. 4メートル未満のもの				<u>91</u>
	外径が0. 4メートル以上0. 7メートル未満のもの				<u>160</u>
	外径が0. 7メートル以上1メートル未満のもの				<u>230</u>
	外径が1メートル以上のもの				<u>450</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	<u>2</u>
			その他のもの		<u>8</u>
			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	<u>610</u>
	その他のもの		上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>380</u>
			地下に設けるもの		<u>230</u>
	その他のもの				<u>760</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方		<u>760</u>	

法第32条 第1項第5号に掲げる 施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	メートルにつき 1年	Aに0.0 04を乗じ て得た額
		階数が2のもの		Aに0.0 06を乗じ て得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.0 07を乗じ て得た額
	上空に設ける通路			430
	地下に設ける通路			260
その他のもの			850	
法第32条 第1項第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1日	9
	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1月	87
道路法施行 令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。） 第7条第1号に掲げる 物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	87
		その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	870
	標識		1本につき1年	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9
		その他のもの	1本につき1月	87
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	9	
	その他のもの	その面積1平方 メートルにつき 1月	87	
アーチ	車道を横断するも		1基につき1月	870

法第32条 第1項第5号に掲げる 施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	メートルにつき 1年	Aに0.0 05を乗じ て得た額
		階数が2のもの		Aに0.0 08を乗じ て得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.0 1を乗じて 得た額
	上空に設ける通路			480
	地下に設ける通路			290
その他のもの			760	
法第32条 第1項第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1日	10
	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1月	96
道路法施行 令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。） 第7条第1号に掲げる 物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	96
		その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	960
	標識		1本につき1年	610
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1月	96
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	10	
	その他のもの	その面積1平方 メートルにつき 1月	96	
アーチ	車道を横断するも		1基につき1月	960

	の その他のもの		430	
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	850	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	87	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	85	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲	建築物	占用面積1平方メートルにつき	Aに0.022を乗じ	

	の その他のもの		480	
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	760	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	96	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	76	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.011を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲	建築物	占用面積1平方メートルにつき	Aに0.023を乗じ	

げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	1年	て得た額 Aに0.0 14を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.0 19を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.0 22を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.0 31を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.0 25を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.0 19を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.0 22を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.0 31を乗じて得た額
渋川駅前地下道ショーケース	市内に住所又は事業所を有する者が設けるもの	1ケースにつき1月	2,500
	その他のもの		3,000

備考

1～9 (略)

げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	1年	て得た額 Aに0.0 13を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.0 19を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.0 23を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.0 33を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.0 33を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.0 19を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.0 23を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.0 33を乗じて得た額
渋川駅前地下道ショーケース	市内に住所又は事業所を有する者が設けるもの	1ケースにつき1月	2,500
	その他のもの		3,000

備考

1～9 (略)